

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	門真市重度障がい者の医療費の助成に関する条例(昭和48年門真市条例第40号)による重度障がい者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		門真市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の第2の項 門真市重度障がい者の医療費の助成に関する条例(昭和48年門真市条例第40号)による重度障がい者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年七月二日法律第百三十四号)第1条	門真市重度障がい者の医療費の助成に関する条例(昭和48年門真市条例第40号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>精神又は身体に障害を有する児童</u> について特別児童扶養手当を支給し、 <u>精神又は身体に重度の障害を有する児童</u> に障害児福祉手当を支給するとともに、 <u>精神又は身体に著しく重度の障害を有する者</u> に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、 <u>重度障がい者</u> に対し医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定に寄与し、もつて <u>重度障がい者の福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		門真市重度障がい者の医療費の助成に関する条例(昭和48年門真市条例第40号) 門真市重度障がい者の医療費の助成に関する条例施行規則(平成30年門真市規則第7号)